

寒川町条例第 号

寒川町個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、寒川町個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。

(設置)

第3条 次に掲げる事務を行うため、寒川町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 寒川町個人情報保護法施行条例（令和 年寒川町条例第 号）第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(組織等)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 審査会の委員は、個人情報保護制度に関する見識を有し、かつ、公正な判断をな

し得る者のうちから町長が委嘱する。

- 3 審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査会の委員は、再任されることができる。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会の会議は、非公開とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、町の機関に対して保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 町の機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、町の機関に対して保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの交付等)

第8条 審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定に

より読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は町の機関をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（行政不服審査法の準用）

第9条 審査会の開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条の規定については、法第106条第2項の規定により読み替えられた規定）の定めるところによる。

（個人情報取扱についての調査審議の手續）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、町の機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 審査会は、特に必要があると認めるときは、町の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、

規則で定める。

(罰則)

第12条 第4条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に寒川町個人情報保護法施行条例附則第2項の規定による廃止前の寒川町個人情報保護条例（平成11年寒川町条例第25号。以下「旧条例」という。）第29条第2項の規定により委嘱された寒川町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第2項の規定により、委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第29条第2項の規定により委嘱された旧審査会の委員として委嘱された期間の残存期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第29条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。